

# 第45回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2020年5月16日（土）午後1時

**場所** 当社本店 4F 会議室

(会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください。)  
※前回の会場から総会会場が変更となっておりますので  
ご注意ください。  
※株主総会にご出席される株主様とご来場が難しい株主  
様の公平性等を勘案し、本年から株主総会におけるお土  
産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応について、次ページに記載しておりますので必ずご確認ください。

## 決議事項のご案内

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

## 目次

第45回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	12
計算書類	31
監査報告書	45

# 株式会社 あさひ

証券コード：3333

## 第45回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

本株主総会において、当社は前年と同じ会場での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた政府の「緊急事態宣言」の発令により、会場の使用ができない恐れがあるため、招集ご通知に記載のとおり、**当社本店会議室**にて開催いたします。

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全面を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申し上げますと共に、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### [ 株主様へのお願い ]

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意の上、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、**可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。**
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年はご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。

#### [ 当社の対応について ]

- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。  
(ご来場の株主様は、できる限りマスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ・会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。また、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主様に、間隔を空けての着席をお願いする場合がございます。また、**会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。**万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

当社では会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。が、**株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。**尚、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合がございますので、当社コーポレートサイト (<https://corporate.cb-asahi.co.jp/>) より適宜、発信情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。



〈当社コーポレートサイトQRコード〉

以上

(証券コード3333)  
2020年4月28日

株 主 各 位

大阪市都島区高倉町三丁目11番4号  
**株 式 会 社 あ さ ひ**  
代表取締役社長 下 田 佳 史

## 第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月15日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年5月16日（土曜日）午後1時（受付開始 正午）
2. 場 所 大阪市都島区高倉町三丁目11番4号  
当社本店 4F会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  
※前回の会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第45期（2019年2月21日から2020年2月20日まで）事業報告、  
計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
  - ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  - ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.cb-asahi.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎総会ご出席者へのお土産は今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、安定的な財務体質の確立、企業価値の向上に努め、将来の成長に備えて内部留保を図ると同時に、株主の皆様へ継続的に配当を行なうことを基本方針としております。

この方針のもと、第45期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 18円 総額 472,328,100円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月18日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 2,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	しもだ よしふみ 下田佳史 (1971年3月2日生)	1994年4月 当社入社 1999年1月 当社商品部長 2006年5月 当社取締役商品部長 2008年2月 当社取締役商品本部長兼商品部長 2008年5月 当社専務取締役商品本部長 2012年5月 当社代表取締役社長 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 愛三希(北京)自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理	4,274,441株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、2012年5月に当社の代表取締役社長に就任して以来、事業成長と企業価値向上に向けたグループ戦略の実現を図るため、強いリーダーシップをもって、経営の指揮を執ってまいりました。在任期間中の業績及び、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者としたしました。	
2	はやし のぶゆき 林伸之 (1963年1月26日生)	1995年1月 当社入社 1997年3月 当社営業部長 2003年5月 当社取締役店舗開発部長 (現在に至る)	21,300株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、長きにわたり当社の店舗開発部門において多数の新規出店に携わり、事業拡大に貢献し、2003年5月より取締役店舗開発部長を務めております。店舗開発における高度な専門性と実績、及び当社グループ全域に通じる知識に精通し、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者としたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	まつした とおる 松下 徹 (1964年3月18日生)	1986年3月 当社入社 2004年2月 当社取締役営業部長 2005年4月 当社取締役営業本部長兼営業部長 2010年12月 当社取締役営業本部長 2013年2月 当社取締役店舗運営部長 2017年5月 当社取締役営業部長 2018年8月 当社取締役店舗運営部長 (現在に至る)	8,100株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長きにわたり当社の店舗運営面から営業に携わり、2004年2月より取締役営業部長（現店舗運営部長）を務めております。営業部門における豊富な経験と営業実績、及び当社グループ全域に通じる知識に精通し、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し取締役候補者といたしました。	
4	こが としかつ 古賀 俊勝 (1964年1月22日生)	2002年8月 当社入社、経理課長 2006年4月 当社経理部長 2006年5月 当社取締役経理部長 2007年11月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2013年2月 当社取締役経理部長 (現在に至る)	6,400株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長きにわたり経理・財務部門に携わり、2006年5月より取締役経理部長を務めております。経理・財務に関する高度な専門性と豊富な経験、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者といたしました。	
5	にしおか しろう 西岡 志朗 (1962年2月7日生)	2009年1月 当社入社、総務部長 2010年5月 当社取締役総務部長 (現在に至る)	1,800株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長きにわたり総務・法務・人事を中心とする管理部門に携わり、2010年5月より取締役総務部長を務めております。管理部門全域に通じる知識に精通し、豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	<p style="text-align: center;">お お も り た か し 大 森 貴 志 (1961年4月24日生)</p>	<p>1994年7月 当社入社 2013年2月 当社商品部長 2013年5月 当社取締役商品部長 2018年8月 当社取締役営業企画部長 2020年2月 当社取締役マーケティング部長兼 事業企画部長 (現在に至る)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長きにわたり当社の営業部門、内部監査部門等に携わり、2013年5月に取締役商品部長に就任し、2020年2月より取締役マーケティング部長兼事業企画部長を務めております。商品戦略、営業戦略の両面における会社業績への貢献、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者としたしました。</p>	<p style="text-align: center;">46,500株</p>
7	<p style="text-align: center;">い べ み よ し 伊 部 己 代 二 (1953年10月22日生)</p>	<p>1976年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2004年1月 UFJモーゲージサービス株式会社（現エム・ユー不動産調査株式会社） 取締役大阪支社長 2008年5月 株式会社エーアイティイー取締役 2014年5月 同社顧問 2015年2月 同社顧問退任 2015年5月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長きにわたり金融機関に在籍した経験から、財務及び会計に関する高度な知識を有しております。また、取締役として経営全般に携わった豊富な経験から、経営管理に精通しており、当社では、2015年5月より社外取締役を務めております。中立的・客観的な視点から、引き続き有効な助言をいただけると考え、社外取締役候補者としたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>	<p style="text-align: center;">1,000株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
8	い な だ ま す み つ 稲 田 増 光 (1948年10月30日生)	1972年4月 公認会計士稲田会計事務所入所 2011年5月 中塚賢税理士事務所副所長 2012年1月 税理士登録 2017年5月 当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 中塚賢税理士事務所副所長  <b>【社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由】</b> 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、他社の経営指導をするなど、税理士として培われた豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門知識を有しており、当社の経営全般に関し、有用な助言及び提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。	400株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9 ※	鈴木敦子 (1962年9月9日生)	<p>1986年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社</p> <p>2008年4月 同社理事CSR担当室長（2014年12月退社）</p> <p>2010年4月 国立大学法人奈良女子大学社外役員・監事（2012年12月退任）</p> <p>2015年1月 アサヒビール株式会社入社</p> <p>2015年4月 同社社会環境部長</p> <p>2015年10月 同社オリンピック・パラリンピック推進本部サステナビリティ推進局長（兼務）</p> <p>2017年4月 アサヒグループホールディングス株式会社理事CSR部門ゼネラルマネジャー</p> <p>2019年5月 アサヒビール株式会社退社（現在に至る）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年の事業会社におけるCSR部門での豊富な経験に加え、サステナビリティ、ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション等に関する高い見識に基づき、当社の経営全般に関し有用な助言及び提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国国資会社として設立した子会社であります。
3. ※は新任の社外取締役候補者であります。
4. 伊部己代二、稲田増光、鈴木敦子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は、伊部己代二、稲田増光の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- また、鈴木敦子氏が社外取締役に選任された場合には、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伊部己代二、稲田増光の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、鈴木敦子氏が社外取締役に選任された場合にも、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 業務執行取締役については、事業内容や業務等に精通し、十分な知識・経験・能力を持っていること、社外取締役については、会社経営や高度専門職における豊富な経験と高い見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことを取締役候補者決定の方針としており、経営会議での審議を経て取締役会に提案し決定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役西村孝一、北山顕一の両氏は、任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	にしむら こういち 西村 孝一 (1949年2月3日生)	<p>1971年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社</p> <p>1994年8月 奈良松下設備機器株式会社経理部長(出向)</p> <p>2001年4月 松下設備システム株式会社本社監査グループ(出向)</p> <p>2005年2月 同社北海道支社総務ゼネラルマネージャー(出向)</p> <p>2005年9月 松下電器産業株式会社退社</p> <p>2008年5月 当社監査役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 愛三希(北京) 自転車商貿有限公司監事</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたる経理部門での勤務経験及び当社における社外監査役としての実績を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。</p>	9,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	きたやま あきかず 北山 顕一 (1946年7月24日生)	1969年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 1993年8月 同社ビデオ事業部長 1995年7月 株式会社松下流通研修所松下電器商学院学院長(出向) 1998年6月 大阪松下ライフエレクトロニクス株式会社代表取締役社長(出向) 2001年10月 株式会社松下流通研修所代表取締役副社長(出向) 2006年7月 松下電器産業株式会社退社 2006年8月 当社監査役 (現在に至る)	3,600株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は、直接企業経営に関与された経験及び当社における社外監査役としての実績を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といいたしました。</p> <p>なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年9ヶ月となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西村孝一、北山顕一の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は、西村孝一、北山顕一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、西村孝一、北山顕一の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 愛三希(北京)自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
5. 監査役については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、または会社経営や高度専門職等における豊富な経験と高い見識を有していることを監査役候補者決定の方針としており、経営会議での審議を経て取締役会に提案し決定しております。

### 【ご参考】 当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）又は過去10年間（但し、その就任の前10年間のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任前10年間）において当社の業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- ④当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産（注4）を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の専門家
- ⑧当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（注5）
- ⑨近親者（注6）が上記①から⑧までのいずれか（重要な業務執行者（注7）に限る）に該当する者
- ⑩過去3年間において上記②から⑨までのいずれかに該当していた者
- ⑪前各項の定めにかかわらず、その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が当該取引先の年間売上高又は経常収益の2%以上の者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先又は当社グループが借入れを行なっている大口債権者等であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%以上の者をいう。
4. 多額の金銭その他財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1千万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上のことをいう。
5. 多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1千万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
6. 近親者とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
7. 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

#### 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬限度額は、2003年5月19日開催の第28回定時株主総会において年額150,000千円、監査役の報酬限度額は、2004年5月19日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円とご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、また役員賞与の支給等今後の機動的な運用を可能とするため取締役の報酬限度額を「年額200,000千円（うち社外取締役40,000千円）」、監査役の報酬限度額を「年額30,000千円」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものといたします。

また現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は3名となります。

以 上

## 事業報告 (2019年2月21日から2020年2月20日まで)

### I. 株式会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善が見られる一方で、長期化する米中貿易摩擦の影響や消費増税後の個人消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルスの感染拡大による影響など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては、2021年2月期に最終年度を迎える中期経営計画「あさひVISION2020-NEXT STAGE」達成に向けて、「人間力」「商品力」「店舗力」の向上に取り組んでまいりました。

まず、人間力の向上では、社内人材育成制度である「マイスター制度」の推進を図り、「接客」「技術」「ガイドツアー」の三分野においてプロフェッショナルの育成に注力し、質の高いサービスを提供できるよう取り組んでまいりました。

商品力の向上では、創業70周年を迎えたことを記念して、国内外の有名ブランドとコラボレーションした特別限定モデルを発表し、いずれも高い付加価値と価格的魅力によりご好評をいただきました。また、当社独自のアシスト機能を採用した電動アシスト自転車「ENERSYS feel (エナシスフィール)」を発売するなど、全国に展開する店舗網を利用して、自社開発のプライベートブランド（P B）商品を数多く投入することで、お客様の選択肢の幅をより一層広げることができました。

店舗力の向上では、従来の店舗を建替え、最新フォーマットへの変更及び売り場面積の拡張により、さらに選びやすくお買い物を楽しめる売り場へ改装を進めました。また、出店戦略としては、高い収益性が見込める地域に出店を絞り、従来の郊外型だけでなく、集客力の高い商業施設への出店も進めました。

店舗展開につきましては、関東地域に5店舗、近畿地域に1店舗、中国地域に2店舗、四国地域に1店舗、九州地域に1店舗の計10店舗を出店し、中部地域の2店舗、近畿地域の2店舗、中国地域の1店舗、九州地域の1店舗を退店しました。この結果、当期末における店舗数は、直営店458店舗、F C店舗19店舗のあわせて477店舗となりました。

#### (第45期業績概況)

このような活動の結果、当事業年度におきましては、以下のとおりとなりました。

売上高	59,852,686千円	(前期比 4.2%増)
経常利益	4,248,388千円	(前期比 5.5%増)
当期純利益	2,559,081千円	(前期比 8.4%増)

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充を図るため、新規出店や既存店舗の建替えをいたしました。

その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産1,291,465千円、賃貸借契約に係る差入保証金409,827千円、総額1,701,293千円となりました。

### 3. 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、該当事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

### 当面の対処すべき課題及び具体的な取組状況等

今後、人口減少や高齢化が進むとともに、「モノ」から「コト」へと消費者の価値観が移り変わりつつあり、量を追うだけのビジネスではなく、「質」を高めていく取り組みが課題となります。

このような状況のもと、当社では、単に商品を販売するだけでなく、購入時の楽しさや、自転車に乗る楽しさを総合的に提供することで、お客様お一人おひとりのより充実した自転車ライフをサポートし、誰もが安心・安全に自転車を楽しめる環境を創り上げてまいりたいと考えております。

その実現に向けて、「人間力」「商品力」「店舗力」のさらなる向上を対処すべき課題と認識しております。

#### • 「人間力」

現場での実践に加え、社内育成制度「マイスター制度」により、接客力や技術力及び自転車の楽しみ方をお客様に提供するガイドツアースキルなどの向上を図ることで、お客様に合ったきめ細やかなご提案やサービスを提供できるよう質の高い人材育成に努めます。

また、ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、採用活動を強化することにより、必要な人材確保を進めてまいります。

#### • 「商品力」

自社商品及び、当社が日本総販売代理権を有する海外スポーツサイクルブランドにおいて、魅力的な商品開発及びブランド力向上に向けて取り組んでまいります。また、プライベートブランド商品の電動アシスト自転車「ENERSYS(エナシス)」シリーズのラインナップを充実させるとともに、電動アシストスポーツサイクル（スポーツE-BIKE）やシニア・シルバー向け商材などお客様の新たなニーズを取り入れ、さらに充実した商品展開を進めてまいります。

#### • 「店舗力」

国内500店舗体制を目指し、未出店エリアへの新規出店を進めるとともに、建替えや移転、リニューアルによる既存店舗の活性化を図ります。

また、スポーツサイクル専門ストア「スポーツスペシャリティストア」の展開拡大や、東京や大阪など大都市圏の立地を活かした「都心型店舗」など新たなフォーマット確立にも挑戦してまいります。

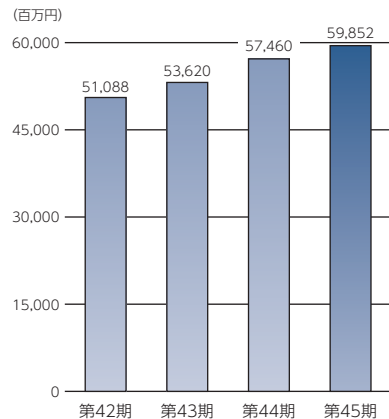


## 5. 財産及び損益の状況

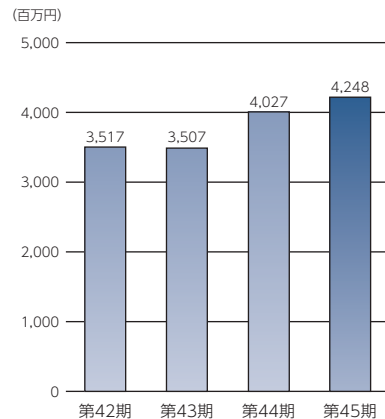
区 分 \ 期 別	第42期 2017年2月期	第43期 2018年2月期	第44期 2019年2月期	第45期 2020年2月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	51,088,896	53,620,515	57,460,540	59,852,686
経 常 利 益 (千円)	3,517,817	3,507,275	4,027,135	4,248,388
当 期 純 利 益 (千円)	2,165,136	2,051,268	2,360,571	2,559,081
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	82.77	78.42	90.24	98.09
総 資 産 (千円)	34,029,562	36,274,135	36,781,171	37,949,925
純 資 産 (千円)	22,586,309	24,111,331	26,134,713	28,220,222
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	863.46	921.76	999.11	1,082.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式を控除して計算しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

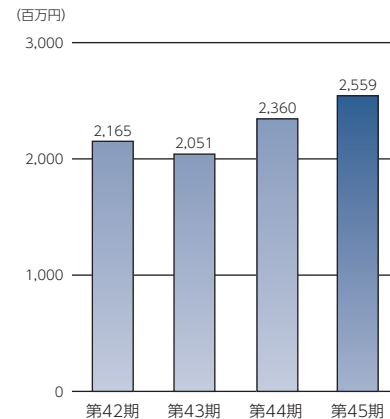
### ■ 売上高



### ■ 経常利益



### ■ 当期純利益



## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、当社の子会社として愛三希（北京）自転車商貿有限公司がありますが、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結計算書類を作成しておりません。

## 7. 主要な事業内容（2020年2月20日現在）

自転車及びその部品並びに付属品の輸入・輸出・製造・卸・販売

自転車の点検、修理

自転車及びその部品並びに付属品のレンタル業務

インターネットによる通信販売業務

古物の売買並びに輸出入

## 8. 主要な事業所及び店舗（2020年2月20日現在）

- ① 本社 大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
- ② 大東町オフィス 大阪市都島区大東町二丁目3番20号
- ③ 八王子オフィス 東京都八王子市南大沢二丁目214番4号
- ④ 直営店舗 458店舗

北海道東北エリア（18店舗）

北海道	8店舗	岩手県	1店舗	宮城県	6店舗
秋田県	1店舗	山形県	1店舗	福島県	1店舗

関東甲信越エリア（188店舗）

茨城県	11店舗	栃木県	6店舗	群馬県	5店舗
埼玉県	31店舗	千葉県	28店舗	東京都	59店舗
神奈川県	35店舗	新潟県	6店舗	山梨県	3店舗
長野県	4店舗				

中部エリア（62店舗）

富山県	4店舗	石川県	4店舗	福井県	2店舗
岐阜県	3店舗	静岡県	14店舗	愛知県	32店舗
三重県	3店舗				

- |                |         |          |  |
|----------------|---------|----------|--|
| 近畿エリア (105店舗)  |         |          |  |
| 滋賀県 5店舗        | 京都府 9店舗 | 大阪府 53店舗 |  |
| 兵庫県 30店舗       | 奈良県 4店舗 | 和歌山県 4店舗 |  |
| 中国四国エリア (39店舗) |         |          |  |
| 鳥取県 2店舗        | 島根県 1店舗 | 岡山県 5店舗  |  |
| 広島県 9店舗        | 山口県 6店舗 | 徳島県 4店舗  |  |
| 香川県 4店舗        | 愛媛県 5店舗 | 高知県 3店舗  |  |
| 九州エリア (46店舗)   |         |          |  |
| 福岡県 24店舗       | 佐賀県 2店舗 | 長崎県 1店舗  |  |
| 熊本県 7店舗        | 大分県 6店舗 | 宮崎県 5店舗  |  |
| 鹿児島県 1店舗       |         |          |  |
- ⑤ インターネット店舗 3店舗  
 (通信販売) サイクルベースあさひオンラインショップ  
 サイクルベースあさひYahoo!店 サイクルベースあさひ楽天市場店
- ⑥ F C 店舗 19店舗  
 三重県 4店舗 京都府 4店舗 大阪府 7店舗  
 兵庫県 1店舗 広島県 1店舗 鹿児島県 2店舗
- ⑦ 物流倉庫 2拠点  
 (三重県) ALC西日本 (サイクルベースあさひ西日本物流センター)  
 (埼玉県) ALC東日本 (サイクルベースあさひ東日本物流センター)
- ⑧ 研修施設 2拠点  
 (大阪府) 西日本研修センター  
 (埼玉県) 東日本研修センター

## 9. 従業員の状況 (2020年2月20日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,531名	40名増	32歳6ヶ月	7年4ヶ月

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役5名は含んでおりません。

## 10. 主要な借入先及び借入額 (2020年2月20日現在)

借入先	借入額残高
株式会社三菱UFJ銀行	187,500千円

## II. 株式に関する事項（2020年2月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 96,243,200株  
 (2) 発行済株式の総数 26,240,800株  
 (3) 当事業年度末の株主数 16,151名（单元未満株主を含む）  
 (4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
下田佳史	4,274,441 株	16.29 %
下田英樹	2,042,216	7.78
下田美智子	1,996,398	7.61
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,458,800	5.56
下田忍	783,760	2.99
資産管理サービス 信託銀行株式会社（信託B口）	775,500	2.96
下田富昭	759,592	2.89
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	751,300	2.86
下田拓嗣	706,977	2.69
あさひ従業員持株会	691,700	2.64

- (注) 持株比率は自己株式（350株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式161,590株を含んでおりません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	下 田 佳 史	愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理
取 締 役	林 伸 之	店舗開発部長
取 締 役	松 下 徹	店舗運営部長
取 締 役	古 賀 俊 勝	経理部長
取 締 役	西 岡 志 朗	総務部長
取 締 役	大 森 貴 志	営業企画部長
取 締 役	伊 部 己 代 二	
取 締 役	稲 田 増 光	中塚賢税理士事務所副所長
常 勤 監 査 役	西 村 孝 一	愛三希（北京）自転車商貿有限公司監事
監 査 役	北 山 顕 一	
監 査 役	神 田 孝	弁護士法人心齋橋パートナーズ代表社員弁護士

- (注) 1. 取締役伊部己代二、稲田増光の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西村孝一、北山顕一、神田孝の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役西村孝一氏は、事業会社において経理部長を歴任するなど、永年にわたる経理部門での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
5. 当社は、取締役伊部己代二、稲田増光、監査役西村孝一、北山顕一、神田孝の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 責任限定契約の内容の概要  
当社が定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容は以下のとおりであります。  
社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行なうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 報酬等の決定に関する方針及び手続

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内で決定しております。

役員報酬制度は、固定報酬である基本報酬及び業績報酬（各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される「役員報酬BIP信託」）により構成することとしております。

なお、社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役は、固定報酬である基本報酬のみとしております。

取締役の基本報酬については、取締役会において、担当する職務、責任、業績貢献度等の要素を基準として検討・審議し、決定しております。

各監査役の基本報酬については、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役	8名	88,090千円
監査役	3名	13,960千円
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	102,050千円 (17,760千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2014年5月17日開催の第39回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役6名20,000千円）を含めております。
2. 株主総会の決議（2003年5月19日）による取締役報酬の限度額は、年額150,000千円であります。
3. 株主総会の決議（2004年5月19日）による監査役報酬の限度額は、年額20,000千円であります。
4. 株主総会の決議（2014年5月17日）による取締役（社外取締役は除く）に対する株式報酬等についての会社が拠出する金員の上限は、上記2.とは別枠で連続する5事業年度を対象として150,000千円であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者との兼職状況

区 分	氏 名	兼職の状況
取 締 役	稲 田 増 光	中塚賢税理士事務所において、副所長として、業務執行を行なっております。
監 査 役	神 田 孝	弁護士法人心齋橋パートナーズにおいて、代表社員弁護士として、業務執行を行なっております。

- (注) 1. 中塚賢税理士事務所と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。  
2. 弁護士法人心齋橋パートナーズと当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

##### ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伊 部 己代二	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全回出席しております。取締役会において、事業運営に関する事項、営業活動に関する事項等広範にわたり質問や意見を述べております。
取 締 役	稲 田 増 光	当事業年度開催の取締役会18回のうち、17回出席しております。取締役会において、事業運営に関する事項、営業活動に関する事項等広範にわたり質問や意見を述べております。
常 勤 監 査 役	西 村 孝 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全回出席しております。監査役会につきましても、15回のうち、全回出席しております。会計監査（監査法人との連携による）と業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認、各部門の内部統制管理の整備状況や法令・諸規程の遵守並びに運営状況の確認、また各店舗の運営・管理状況の確認）を行なっており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築・維持についての発言を行なっております。



区分	氏名	主な活動状況
監査役	北山 顕一	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、15回のうち、全回出席しております。業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認、また各店舗の運営・管理状況の確認）を行っており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。
監査役	神田 孝	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、15回のうち、全回出席しております。業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認）を行っており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。

#### IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	33,000
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会社法第399条の規定に基づき、前期の監査実績の分析・評価、当期の監査計画における時間・配員計画及び報酬額の見積り等の相当性を審議した結果であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

## V. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 経営理念及び行動指針

##### 経営理念

『私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。』  
この経営理念の下、実践をとおして、企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。

##### 行動指針

お客様満足度の向上：常にお客様の立場に立って考え、行動します。  
感謝の気持ち、誠意ある態度が基本です。

安全性の追求：安全かつ信頼性の高い魅力ある商品を適正な価格で提供します。

常なる革新：熱意をもって、常に自ら革新に努めます。

法規の遵守：適法、公正にして社会規範に則した行動をとります。

当社及び子会社は、経営理念の実現に向けて、上記の行動指針をすべての役員と使用人が業務執行の基本方針とするとともに、適正な業務執行のための内部統制システムを構築・整備・運用しております。

そして、業務の適法性・効率性の確保と危機管理に努め、さらにこの内部統制システムの整備を図るため、環境の変化に柔軟に対応し、適切に改善・充実を行なってまいります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営理念、行動指針を日常の事業活動の指針とするとともに、代表取締役がその精神を取締役及び使用人に継続的に伝達し、取締役は、社会規範・法令遵守を率先垂範することにより社会の構成員としての倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを浸透させ徹底を図っております。

取締役会は法令・定款・諸規程に基づいた取締役の業務執行の監督を行ない、取締役は相互の業務執行を監視し、また、監査役は法令に定める権限により、規則・基準に基づき監査を実施しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報及び文書の取扱いに関して、取締役の業務執行に関わる内容を含め、適切かつ確実な状態で記録し、稟議規程、内部情報管理規程、文書管理規程、個人情報保護管理規程及びマニュアルに基づき、法令・定款に則した期間と内容を設定し、保存・管理を行っております。

また、これら保存・管理された文書・情報はデータとして検索が可能であり、閲覧の容易性を確保しております。

管理の運用・手続き及び体制については、監査役による取締役の業務執行状況の監査、及び内部監査部門による内部監査の実施により必要に応じて改善措置を行っております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守・環境・気象条件、災害、品質・生産管理、情報管理、及び為替・輸入管理などに係る損失の危険については、それぞれの担当部門にて、規程・要領の制定、研修会などの開催又は派遣、マニュアルの作成・配布と周知徹底により損失危険の軽減と事態発生の予防安全対策を行っており、各部門を横断する損失の危険につながる事案については総務部が担当、監視しております。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

将来の事業展開構想と経営目標に基づき、経営方針を定め3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、予算委員会が同計画の下、毎期当初に部門ごとの業績目標と予算を立案し、取締役会において承認・実施しております。

部門担当取締役は、目標達成・重点事項推進のため実施すべき内容を具体的・効率的な施策として計画・実施し、月次業績データを取締役会に報告しております。

取締役会は、予算差異について要因分析と必要な対策を求め、継続的な改善がより合理的・効率的な業務遂行体制の維持と目標達成につながるよう図っております。

また、当社の経営理念・計画が投資家を始め多くの利害関係者の理解を得ることが事業の推進・運営にとってより効率的に作用すると考えているため、代表取締役社長が情報開示を統括し、適時・適切な情報開示を実施するとともに、自ら説明会等における発表を務めております。

## (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査業務のみを行なう社長直轄の内部監査部門を設置し、全部署を対象として計画的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行なわれているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正・不偏に調査・検討しております。

また、監査過程において発見された事項をまとめ、監査報告書及び改善指示書として監査結果を社長に報告し、対象部門に改善指示を通知、後日確認監査を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、業務を行っております。

#### (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、担当取締役から定期的な財務報告を受け、業務の適正を確保する体制としております。

また、各部門の業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、効率運営体制、損失又は危機管理体制を構築する責任と権限を与えております。なお、各部門は業務分掌規程、職務権限規程を始め社内規程により運営されており、担当取締役は取締役会においてこれら業務の執行状況について報告する義務を負っております。

内部監査部門は、当社及び子会社における業務が法令、社内の規程等に基づいて、適正かつ効率的に行なわれていることを評価、モニタリングいたします。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くことといたします。

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については監査役全員の同意の下、取締役と意見交換した上で決定いたします。

#### (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する指名された使用人が監査役を補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査役に委譲され、任命、解任、評価、人事異動、賃金の改定等の人事権に関しても、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの指揮命令を受けない形で独立性を確保しております。また、「監査役監査基準」により、その使用人に対する指示の実効性を確保しております。

#### (9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務又は業績の重要な事項について監査役に報告を行っております。また、業務の執行に関する法令違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとしており、監査役に報告を行なったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護しております。また、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとります。

監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告と説明を受けており、重要な議事録、

稟議書の回付、さらに必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。

また、取締役は、財務報告の適正性及び定款・法令遵守状況等について、職務執行を誓約し、業務執行確認書を監査役会に提出いたします。

#### **(10) 監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役は、監査費用の支出にあたっては「監査役監査基準」により、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について予算を提出しております。また、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとなっております。

#### **(11) その他監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、全員社外監査役であります。月1回以上監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議しております。また、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見及び情報の交換を行っております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査役は合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会、経営会議等重要会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門との内部監査計画の協議、意見交換を行なうなど密接な情報交換と連携を図っており、会計監査人とも緊密な連携を保つことにより実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っております。

#### **(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は財務情報及び非財務情報の報告の信頼性確保及び金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行なう内部統制部会を設置し、整備、運用状況などの検証を行ないます。内部統制部会は使用人に対して、制度及び業務プロセスにおける統制が財務報告の信頼性確保を目的とした活動であることを教育・研修により周知徹底します。また、内部統制部会は当社の内部統制全般を検討し、内部統制上の不備の発見、不足又は懸念の事象については取締役会及び監査役会に報告するとともに対策を行っております。

取締役会は財務報告とその内部統制を監視し、代表取締役社長は、法令に基づき、財務報告とその内部体制の整備運用状況及び統制システムが適正に機能することを継続的に評価するとともに、必要な改善により適合性を確保します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 基本方針

すべての役員及び使用人が社会秩序及び社会と個人の安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たないことを掲げ、組織的対応により毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

### 整備活動

- ① 上記方針に基づき反社会的勢力の関与活動を拒絶するため、同勢力への対応要領を整備し、内部統制システムに組み込んでおります。
- ② また、不当な要求・圧力や脅迫等があった場合の社内経路と役割分担を定め、情報の共有を図り組織的に対応することとしております。
- ③ 反社会的勢力の排除とともに、当社役員及び使用人の違法行為、反社会的行為にも厳正な姿勢と対応で臨んでおります。
- ④ 外部専門機関との連携体制の構築を図っております。

## 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業活動の指針となる経営理念及び行動指針について、経営者自らが社内報、各種会議、研修の機会を通じて継続的に伝達することで、取締役及び従業員への浸透を図っております。

内部統制については、内部統制システムの構築を行なう内部統制部会を担当取締役及び監査役出席の下、当期においては計5回開催しました。評価範囲を定め、内部監査部門を中心として整備・運用状況評価を行ない、発見された問題点は内部統制部会を通じて担当取締役及び監査役へ報告を行なうとともに、是正に向けて速やかに指導することで改善を図っております。

また、内部監査部門による内部監査において発見された事項をまとめ、監査報告書又は改善指示書として監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善確認が必要な事案に関しては後日改善確認を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努めております。

## VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、安定的な財務体質の確立、企業価値の向上に努め、将来の成長に備えて内部留保を図ると同時に、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の財務体質の強化、今後の事業活動の充実、拡大、さらには、グローバルな事業展開に有効投資してまいりたいと考えております。

具体的な投資につきましては、引き続き重点的に行っている新規出店並びに建替え・移転費用が大半を占めております。

このような方針に基づき、当事業年度の利益配当金につきましては、1株当たり期末配当額を当初予想の16円00銭から普通配当2円00銭の増配を実施し、合計18円00銭とさせていただきますと存じます。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は、取締役会であります。

次期の配当金につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、1株当たり18円00銭を予定しております。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。



## 貸借対照表 (2020年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,782,034</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,675,694</b>
現金及び預金	2,946,764	買掛金	3,632,348
売掛金	2,482,371	1年内返済予定の長期借入金	187,500
商売用資産	10,905,782	未払金	683,667
未着商材	480,311	未払費用	1,402,061
貯蔵品	91,022	未払法人税等	914,626
未収入金	206,074	未払消費税等	322,629
前払費用	365,956	前受金	403,903
為替予約	151,099	預り金	122,415
その他の	153,613	前受収益	3,661
貸倒引当金	△960	賞与引当金	810,455
<b>固定資産</b>	<b>20,167,890</b>	株主優待引当金	117,452
<b>有形固定資産</b>	<b>12,121,788</b>	商品保証引当金	73,166
建物	8,227,665	その他の	1,809
構築物	359,878	<b>固定負債</b>	<b>1,054,008</b>
機械及び装置	29,912	株式報酬引当金	124,000
車両運搬具	2,023	商品保証引当金	23,437
工具、器具及び備品	355,810	資産除去債務	576,166
土地	3,089,742	その他の	330,404
建設仮勘定	56,754		
<b>無形固定資産</b>	<b>412,999</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,729,703</b>
ソフトウェア	381,933	<b>(純資産の部)</b>	
その他の	31,066	<b>株主資本</b>	<b>28,117,326</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,633,102</b>	資本金	2,061,356
関係会社出資金	91,083	資本剰余金	2,165,171
従業員に対する長期貸付金	2,102	資本準備金	2,165,171
長期未収入金	6,685	<b>利益剰余金</b>	<b>24,121,502</b>
長期前払費用	554,003	利益準備金	18,688
差入保証金	4,918,357	その他利益剰余金	24,102,814
建設協力金	1,204,698	特別償却準備金	517,418
繰延税金資産	752,686	別途積立金	20,090,000
投資不動産	91,985	繰越利益剰余金	3,495,395
その他の	18,186	<b>自己株式</b>	<b>△230,703</b>
貸倒引当金	△6,685	評価・換算差額等	102,895
		繰延ヘッジ損益	102,895
<b>資産合計</b>	<b>37,949,925</b>	<b>純資産合計</b>	<b>28,220,222</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,949,925</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2019年2月21日から2020年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	59,852,686
売上原価	29,560,951
売上総利益	30,291,734
販売費及び一般管理費	26,285,592
営業利益	4,006,142
営業外収益	
受取利息	51,760
為替差益	7,078
受取賃金	96,413
受取補償金	72,942
受取保険金	56,877
その他	54,490
営業外費用	339,562
支不払利息	529
不動産賃借原価	79,037
その他	17,748
その他	97,315
経常利益	4,248,388
特別損失	
固定資産除売却損	9,981
減損	291,844
減損	301,826
税引前当期純利益	3,946,562
法人税、住民税及び事業税	1,564,901
法人税等調整額	△177,419
当期純利益	2,559,081

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2019年2月21日から2020年2月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	703,453	18,090,000	3,222,607	22,034,749	△120,387	26,140,889
当期変動額										
剰余金の配当							△472,328	△472,328		△472,328
特別償却準備金の取崩					△186,034		186,034	—		—
当期純利益							2,559,081	2,559,081		2,559,081
別途積立金の積立						2,000,000	△2,000,000	—		—
自己株式の取得									△110,316	△110,316
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	△186,034	2,000,000	272,787	2,086,753	△110,316	1,976,436
当期末残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	517,418	20,090,000	3,495,395	24,121,502	△230,703	28,117,326

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,176	△6,176	26,134,713
当期変動額			
剰余金の配当			△472,328
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			2,559,081
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△110,316
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	109,072	109,072	109,072
当期変動額合計	109,072	109,072	2,085,509
当期末残高	102,895	102,895	28,220,222

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 移動平均法による原価法によっております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
未 着 商 品	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯 蔵 品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物 (建物附属設備は除く)

a) 1998年3月31日以前に取得したものの  
定率法によっております。

b) 1998年4月1日以降に取得したものの  
定額法によっております。

c) 事業用定期借地権が設定されている借地上の建物  
借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、1998年3月31日以前に取得したものはありません。

建物以外

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、  
定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産 定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によって  
おります。

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期  
間 (5年) に基づく定額法によっております。

投資不動産	<p>建物（建物附属設備は除く） 定額法によっております。 建物以外 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、 定額法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～20年</p>
-------	--

#### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
株主優待引当金	将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
株式報酬引当金	取締役に対する株式報酬に充てるため、当事業年度における業績指標及び役位に応じて付与されたポイント数に基づき将来支給する役員報酬見込額を計上しております。
商品保証引当金	商品の保証サービスに係る将来発生すると見込まれる費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づき発生見込額を計上しております。

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
  - ② ヘッジ方針等  
外貨建金銭債務及び外貨建予定取引の為替リスクの低減を目的とし当該取引を行なうにあたっては、当社の内部規程である「金融派生商品取引管理規程」に基づいております。
  - ③ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨、同一金額であることなどから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。
- (2) 消費税等の処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## (表示方法の変更に関する注記)

### 貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度において、「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度503,379千円)は当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」752,686千円に含めて表示しております。

### 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」(前事業年度15,316千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

## (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	11,104,810千円
投資不動産の減価償却累計額	120,979千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	

## (損益計算書に関する注記)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。  
2,377千円

2. 固定資産除売却損

固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。

建物	8,633千円
車両運搬具	356千円
工具、器具及び備品	992千円
計	9,981千円

### 3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額(千円)
営業店舗	大阪府他	建物、構築物、 工具、器具及び備品、 長期前払費用	254,584
賃貸不動産	京都府	投資不動産	37,259
合計			291,844

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグループピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店等の意思決定を行なった店舗並びに賃貸不動産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(291,844千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	231,921千円
構築物	11,766千円
工具、器具及び備品	10,129千円
投資不動産	37,259千円
長期前払費用	766千円
減損損失 合計	291,844千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、営業店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを当該見積りに反映させており、将来キャッシュ・フローを0.03~0.09%で割引いて算定しております。賃貸不動産については、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させており、将来キャッシュ・フローを4.03%で割引いて算定しております。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	26,240,800	—	—	26,240,800
自己株式				
普通株式 (株)	82,750	79,190	—	161,940

- (注) 1. 自己株式の増加79,190株は、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加です。  
2. 自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式が(当事業年度期首82,400株、当事業年度末161,590株)を含めております。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月18日 定時株主総会	普通株式	472,328,100	18.00	2019年2月20日	2019年5月20日

- (注) 1. 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2019年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式82,400株に対する配当金1,483千円が含まれております。  
2. 1株当たり配当額には創業70周年記念配当2円が含まれております。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額   | 472,328,100円 |
| ② 1株当たり配当額 | 18円          |
| ③ 基準日      | 2020年2月20日   |
| ④ 効力発生日    | 2020年5月18日   |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2020年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式161,590株に対する配当金2,908千円が含まれております。



## (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、以下のとおりであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	247,188千円
未払事業税	68,281千円
未払社会保険料	69,167千円
減価償却超過額	378,662千円
未払役員退職慰労金	27,742千円
株式報酬引当金	37,795千円
株主優待引当金	35,822千円
商品保証引当金	29,459千円
差入保証金	65,933千円
建設協力金	45,959千円
資産除去債務	175,615千円
貸倒引当金	2,330千円
たな卸資産評価減	39,967千円
その他	48,085千円
繰延税金資産合計	1,272,012千円

(繰延税金負債)

長期前払費用	154,344千円
資産除去債務に伴う除去費用	93,828千円
特別償却準備金	225,997千円
繰延ヘッジ損益	45,155千円
繰延税金負債合計	519,326千円
差引：繰延税金資産の純額	752,686千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
住民税均等割	4.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2%

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関してクレジットカード会社、商品供給売上に関して取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後、最長1年で固定金利であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、為替変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高の管理を行なうとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延のおそれのあるときは、担当部署が速やかに適切に処理を行なっております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の実行及び管理については「金融派生商品取引管理規程」に従い、決裁担当者の承認を得て行なっております。

また取締役会に対して、定期的な運用状況の報告がなされております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2. を参照ください）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,946,764	2,946,764	—
(2) 売掛金	2,482,371	2,482,371	—
(3) 差入保証金	1,732,367	1,876,239	143,872
(4) 建設協力金	1,204,698	1,333,683	128,985
資産計	8,366,201	8,639,059	272,857
(1) 買掛金	3,632,348	3,632,348	—
(2) 長期借入金(※1)	187,500	187,499	△0
(3) 未払金	683,667	683,667	—
(4) 未払費用	1,402,061	1,402,061	—
(5) 未払法人税等	914,626	914,626	—
負債計	6,820,203	6,820,203	△0
デリバティブ取引(※2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	3,048	3,048	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	148,051	148,051	—

※1 1年以内に返済予定の長期借入金であります。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金、(4) 建設協力金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

なお、これらのうち、契約によりキャッシュ・フローが確定している差入保証金に含まれている差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）及び建設協力金以外については、次頁（注）2. のとおり、時価を算定することが極めて困難であるため、時価が確定できる差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）、建設協力金についてのみ帳簿価額及び時価を記載しております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

時価は、元利金の合計金額を、新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの  
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 人民元	161,435	—	(注) 1,087	(注) 1,087
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	66,320	—	(注) 1,960	(注) 1,960

②ヘッジ会計が適用されているもの  
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 人民元	外貨建予定取引	5,147,584	—	(注) 118,897
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	1,084,212	—	(注) 29,154

(注) 時価の算出方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	3,185,989

(注) 1. の資産 (3) の差入預託保証金 (返済期限の定めのあるもの) を除き、市場価格もなくまた賃貸借契約における退去までの期間を算定することは困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,946,764	—	—	—
売掛金	2,482,371	—	—	—
差入保証金	105,814	425,640	483,832	717,080
建設協力金	126,522	423,316	469,565	185,294

**(持分法損益等に関する注記)**

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

該当事項はありません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,082円11銭
  2. 1株当たり当期純利益 98円09銭
- (注) 算定上の基礎  
1株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益 (千円)	2,559,081
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,559,081
期中平均株式数 (株)	26,088,244

役員報酬BIP信託が所有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(161,590株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(152,206株)。

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月30日

株式会社あさひ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさひの2019年2月21日から2020年2月20日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年2月21日から2020年2月20日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画および職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べるほか、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な店舗において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、意見を表明いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年4月3日

株式会社あさひ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	西村孝	一	印
監査役（社外監査役）	北山顕	一	印
監査役（社外監査役）	神田孝	一	印

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場 当社本店 4F 会議室  
大阪市都島区高倉町三丁目11番4号  
電話(06)6923-2611 (代)

※前回の会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産は、今回からご用意ございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 交通のご案内

### 1 新大阪駅からの場合

JR新大阪駅 2番ホーム おおさか東線より奈良方面へ3駅



「城北公園通駅」下車、  
阪神高速方面へ南下 徒歩5分

### 2 地下鉄都島駅からの場合



5番出口より、高倉町方面  
(TSUTAYA様方面)へ北上  
徒歩約15分

4番出口より、ミスタードーナツ  
様前のバス停より大阪市営バス  
(どの系統バスも可) 乗車



高倉町三丁目下車 乗車時間約5分  
バス進行方向へ 徒歩3分 右側

## お願い

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場内は禁煙ですのでご了承ください。
- 会場内での飲食はご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。